平成２９年（フ）第８５号
北海道小樽市緑１丁目18番15号
債務者　武田　　力
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２９年（フ）第６７号
岩手県北上市村崎野14地割51番地17コーポ旭ヶ丘105号、旧住所岩手県北上市和賀町煤孫16地割34番地１
債務者　鈴木　勝彦
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２９年（フ）第１４７号
秋田市南通築地２番６号　秋田わかばハイム503、前住所秋田市四ツ小屋小阿地字柳林58番地11
債務者　深浦　　愛
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５８号
秋田県男鹿市脇本樽沢字神明下11番地
債務者　鎌田　博貴
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６３号
秋田市楢山佐竹町１番59号　ハイムフレンド13号
債務者　佐藤　裕司
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１６６号
秋田市八橋田五郎２丁目３番27号　ベルカント八橋Ⅰ―102
債務者　佐藤　公彦
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１００号
福島市笹谷字南田６番地　県住５―105
債務者　阿部　善一
1　決定年月日時　平成29年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第９５号
茨城県牛久市刈谷町５丁目80番地５（メゾンカリヤスリー101）
債務者　荒木　和紀
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第１２４号
茨城県取手市双葉３丁目13番11号
債務者　岡野　三郎
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
富山市上冨居２丁目７番64―105号　ルミネ上冨居
債務者　浦野　慎吾
1　決定年月日時　平成29年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
富山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第４９号
長野県駒ヶ根市赤穂307番地１　ヴィラロアール１Ｂ
債務者　池上美千代
1　決定年月日時　平成29年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
長野地方裁判所伊那支部

平成２９年（フ）第１８６号
兵庫県伊丹市昆陽池１丁目46番地１　102号、前住所兵庫県伊丹市瑞原３丁目69番地４
債務者　冨田和支子
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第２２８号
兵庫県川西市柳谷字阿津知平14番地の７
債務者　藤原　善宣
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２９年（フ）第４３０号
兵庫県尼崎市上ノ島町３丁目25番31号　G202
債務者　竹末　　順
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６２号
兵庫県尼崎市尾浜町１丁目８番２号
債務者　金本良一こと　金　　良一
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８６号
兵庫県芦屋市南宮町２番６―201号、前住所兵庫県芦屋市南宮町６番16―403号
債務者　吉良　善宏
1　決定年月日時　平成29年９月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係